

入札説明書等に対する質問回答表

業務名：令和8年度桜ノ宮合同庁舎電気供給業務

番号	質問	回答
1	電子入札システムで入札に参加する場合、入札書の添付は不要であり、内訳書を添付し入札金額をシステム上に入力するという理解で相違ございませんでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	自家発補給電力の契約はありますか。	自家発補給電力の契約はございません。
3	契約期間中に増設工事等により、契約電力が500kW以上の協議制となる予定はございますでしょうか。 仮に、契約期間中に協議制となった場合には契約単価の変更協議に応じていただけますでしょうか。	契約期間中に増設工事等の予定はございません。 契約期間中に契約電力を変更する必要があるときは、電気需給契約書（案）第8条第2項等に基づき協議することとなります。
4	予備電力のご契約はございますでしょうか。ある場合、予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。	予備電力の契約はございません。
5	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。 また、弊社では支払義務発生日（計量日）の翌日から起算して30日以内を支払期日としております。ご了承いただけますでしょうか。	電気料の支払いは国庫から振込させていただきます。 なお、支払期日は、電気需給契約書（案）第13条第2項により、支払請求書を受理した日から30日以内に支払うこととなります。
6	請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますがご了承いただけますでしょうか。	請求書発送日はいつでも構いません。
7	送電開始日は計量日と同日でしょうか。 相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。	仕様書2（4）により送電開始は令和8年4月1日です。 なお、仕様書2（5）①により計量日は毎月1日となります。
8	電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	電気料金は一括で請求ください。
9	電気料金は、請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。（1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか）複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	桜ノ宮合同庁舎には2つの官庁が入居しております。支払方法は仕様書2（8）②、③のとおりです。それぞれの官庁からお支払いし、その内訳を通知いたします。

入札説明書等に対する質問回答表

業務名：令和8年度桜ノ宮合同庁舎電気供給業務

番号	質 問	回 答
10	自動検針装置はついていますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	仕様書2（5）のとおり設置しています。
11	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	契約書の内容に基づいて協議することは可能です。なお、協議のうえで覚書が必要となれば締結することは可能です。
12	<p>入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。 ・基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。 ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。 ・1年間の総額（税込）より入札金額（税抜）を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。 	<p>「入札金額内訳書」の下段に算出方法について記載しておりますのでご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含んでください。 ・各月の基本料金および電力量料金の端数は小数点以下第2位未満切捨てです。 <p>なお、端数処理により各月の総計を合算したものと年間総計が一致しなくても問題ありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札金額（税抜）に消費税および地方消費税を加算したものが契約金額（税込）となります。 <p>なお、契約金額（税込）は円未満の端数を切り捨てますので、このことをふまえて入札金額の端数を調整ください。</p>
13	季節別プランとして内訳書を作成してもよろしいでしょうか。	問題ありません。
14	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額（電源調達調整単価）を算出することは可能でしょうか。	問題ありません。
15	<p>弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。</p> <p>ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。</p>	仕様書3（1）に基づいて対応することとなります。

入札説明書等に対する質問回答表

業務名：令和8年度桜ノ宮合同庁舎電気供給業務

番号	質 問	回 答
16	燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での応札、契約締結は可能ですか。	可能です。仕様書4（4）をご確認ください。
17	落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	落札業者は開札日に決定します。
18	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	問題ありません。
19	落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。 この上乗せ分はすべて一般送配電事業者に支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。	電気需給契約書（案）等に基づいて協議することができます。
20	合算請求書の発行が必要な場合、各施設の個別の請求書についてはマイページでご確認いただく対応となりますがよろしいでしょうか。	問題ありません。
21	計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。 ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。 また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。	問題ありません。
22	落札者が決まらず2回目以降の入札が行われる場合は辞退させていただきたく考えております。 その場合の初度入札書提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要がありますでしょうか。 辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますでしょうか。	2回目以降の入札を辞退する場合、辞退届の必要はございません。

入札説明書等に対する質問回答表

業務名：令和8年度桜ノ宮合同庁舎電気供給業務

番号	質問	回答
23	<p>契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。</p> <p>契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。</p> <p>その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>入札公告に記載のとおり契約締結日は令和8年4月1日です。</p> <p>なお、入札公告には令和8年度予算成立が4月2日以降となった場合についても記載がありますのでご確認ください。</p> <p>予算成立確定後、契約書の提出期限を協議することとなります。</p>
24	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますか問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
25	<p>弊社では必要な非化石証書を一括して調達していることから、原則、発行先のお客さま名を明記した非化石証書を発行することが出来かねます。</p> <p>供給地点における再生可能エネルギー電力（使用電力量の42%）を含む弊社全体の購入量が記載された非化石証書を、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす電力の供給に用いた証書の写しとして提出させていただいてよろしいでしょうか。</p>	問題ありません。
26	供給終了後の非化石証書の提出時期について、最大で5か月ほど期間を要する場合がございます。ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
27	燃料調整費につきまして、みなし小売電気事業者の約款【電気供給条件(特別高圧・高圧) (2023年4月1日実施) 別表2燃料費調整】に記載されている算定諸元を用いて計算いたしますが、よろしいでしょうか。	問題ありません。
28	市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか。	市場連動プランで応札することはできません。
29	仕様書2（8）について、特定電源割当証明書の提出後の日付での発行は不可ですがよろしいでしょうか。	電気需給契約書（案）等に基づいて協議することができます。
30	<p>仕様書4（6）について、料金の算定上必要な計量機器類及びその付属装置等については当該区域の一般送配電事業者の持ち物となり、弊社では負担できかねます。</p> <p>こちらについては、一般送配電事業者の負担において実施するという認識でよろしいでしょうか。</p>	仕様書2（6）等で既設の機器および所有者を記載しております。機器等を新たに設置等される場合は、契約業者が負担することとなります。